

低入札価格調査制度における 失格基準価格の算定基準の見直しについて

総合評価落札方式及び政府調達協定適用の工事の競争入札で適用されている失格基準価格の算定基準を見直します。

<変更点>

• 変更前

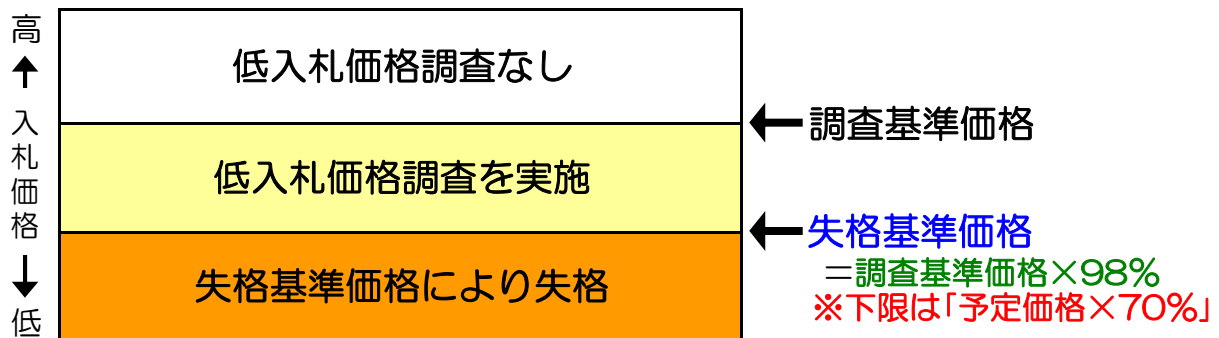
$$\text{失格基準価格} = \text{調査基準価格} \times 95\%$$



• 変更後

$$\text{失格基準価格} = \text{調査基準価格} \times 98\%$$

※ただし、その金額が「予定価格×70%」に満たないときは、失格基準価格は「予定価格×70%」とします。



実施時期

平成25年10月公告分から実施

(参考) 調査基準価格の算定方法

以下の①と②のいずれか小さい値を調査基準価格とします。
ただし、その下限は予定価格の70%、上限は予定価格の90%とします。

① 国の基準により算定した価格
(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×55%)

② 当該入札の平均入札価格の95%
※この場合、予定価格を超過した入札、**予定価格の70%未満の入札**及び当該入札に設けられた業種・等級を満たさない者のした入札等を除いて算定します。